

平成20年5月27日

松江市長 松浦正敬 様

松江市中心市街地活性化協議会
会長 丸 磐 根



松江市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

市整第210号により意見照会のありましたことについて、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、「松江市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見書を別紙の通り提出いたします。

松江市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地は、その地域の歴史的・地理的状况を背景に、文化や伝統をはぐくみ、居住、公益（教育、医療、行政等）、産業（商工業等）の各種の機能を担い、様々な社会資本が蓄積された市町村の中心です。同時に、中心市街地は、人々が集い語り、共に助け楽しみ、住民が人間らしい温かい生活を実現するコミュニティとして重要な存在であり、その活性化は地域全体の消長や人々の生活を左右する重要な課題といえます。

今回松江市より示されました基本方針「住んでよし、訪れてよしの“松江らしい”まちづくり」は、湖水と歴史と文化の薫る精神性の高い国際文化観光都市“松江”がめざすべき将来像として一同が望むものであります。

特に、城下町エリアを中心として蓄積された歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資本などを有効活用し、「観光・交流」と「まちなか居住」を推進し、「集客拠点での賑わいを創出」という基本目標は、中心市街地の活性化に大きく寄与するものとして評価できます。

以上のことに加え、この「基本計画」は、松江市と本協議会が緊密な連携のもと、数次に渡る検討・協議を経た上でまとめていただいたものであり、その内容におおむね同意するものであります。

ただし、まちづくり事業の遂行においては、以下の点につきましても特段の配慮をいただきたくお願いします。

1. タウンマネージャーの採用による事務局機能の強化

「基本計画」を着実かつ効果的に進めていくためには、本協議会事務局機能の強化が必要です。そのためにも事業全体を構想し、企画立案、事業者間の調整などを協力的に進めるタウンマネージャーの設置に松江市の協力をお願いします。

2. 事業の進捗管理とデータの収集

松江市、本協議会そして事業者の三者には、事業計画の進捗状況や目標指標の達成状況等についてのフォローアップ等が求められます。そのためにも、必要な情報の収集やデータの分析に松江市の協力をお願いします。

3. 新規事業の掘り起こし

今回の「基本計画」作成作業の中で、将来事業化に結びつきそうな萌芽を多数見つけることができました。本協議会としてはそれらを事業化すべく努力してまいりますので、事業化のあかつきには基本計画の修正等に松江市の協力をお願いします。